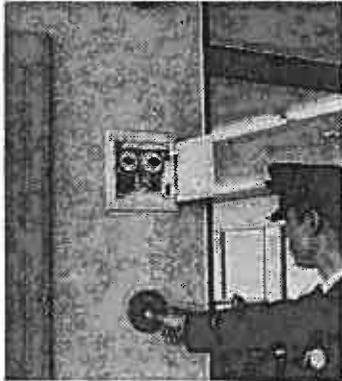


消防署「紙上公開シリーズ」

建築同意事務

建築物を新築したり増築したり或は改築、移転、模様替、用途の変更をする場合建築基準法によつて建築確認をうけなければなりません。この建築確認をうける申請書類は確認になる前に消防署へ回付されます。消防署は回付されたこれらの申請書の内容を審査又は現場調査し防火の規定に適合していると確認に同意をします。この防火の規定には道路、敷地、建築物の構造、建築物の防火、延焼防止措置、



(写真・火災報知器を点検する番員)

或は消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備その他あらゆる関係法令中に規定されている火災の予防、消火に関する規定が含まれております。この建築同意事務は、消防行政における最も重要な部門であり、消防署員は建築構造、建築材料、建築設備等建築物に関する技術的知識、消防用設備等の建築に関する多くの法令をよく知っていなければなりません。

消防署における昨年の建築同意処理件数は625件で、市の発展とともに年々増加する一方建築物の高層化、複雑化に伴い同意事務も次第に専門化されつつあります。

又同意した建築物のうち一定規模以上のものは火災予防条例に基づき完成検査を実施し消防署の同意した通り工事が行われているかどうかを検査しております。

市の給水数は本年3月31日現在約千二百30万リットルに達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

また給水数も年々増加し、1日平均の給水量は1立方メートルの配給を要しております。この改正によつて1ヶ月16・2割の増額に達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

また給水数も年々増加し、1日平均の給水量は1立方メートルの配給を要しております。この改正によつて1ヶ月16・2割の増額に達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

この改正によつて1ヶ月16・2割の増額に達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

水道料金の改正

10月1日以降から徴収

市の給水数は本年3月31日現在約千二百30万リットルに達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

また給水数も年々増加し、1日平均の給水量は1立方メートルの配給を要しております。

この改正によつて1ヶ月16・2割の増額に達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

この改正によつて1ヶ月16・2割の増額に達し、その普及率は全戸数の81・6%といふ非常に高い比率を示しております。

区分	現行料金			改訂料金		
	基本水量	基本料金	超過料金	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	10m	180円	19円	10m	200円	18円
営業用	10	180		20	400	18
官公署団体用	20	250	10	20	960	18
工業用	50	750		50	1000	18
湯屋用	100	1000	8	100	1900	12
臨時	20	960	15	20	400	18

行政苦情相談日

毎月10日と25日

静岡行政監察局および富士市役所市民相談室では、毎月10日と25日の2回にわたつて行政苦情相談所を開設しています例えば恩給、国税、農地問題生活保護母子問題、福祉資金などで困っている方は気軽に市民相談室へお出かけ下さい。

国民年金 } の届出は

国民健康保険 }

転入、転出または会社、工場へ入退社、出産死亡のときはかならず市民課窓口へ届けましょう。